

公立学校共済組合三重支部

短期給付関係

1. 退職後の医療保険

公立学校共済組合の組合員が退職した場合、退職の日の翌日から組合員資格を喪失するため、引き続いて医療保険の適用が受けられるよう、次のいずれかの医療保険制度に加入しなければなりません。(P13・P14参照)

(1) 再就職する場合

(ア) 民間企業(私立学校を含む)・公立学校の講師等

事業主が加入している医療保険制度に加入することとなります。

事業主が医療保険制度に加入していない場合や勤務形態によって医療保険制度に加入できない場合があります。この場合は下記「(2) 再就職しない場合(ウ)～(オ)」のいずれかの医療保険制度に加入しなければなりません。

(イ) 再任用される場合

再任用される方は、勤務形態によって4月以降の医療保険制度が異なりますので新しい勤務先で手続きを行ってください。

- ①フルタイム勤務の場合…引き続き公立学校共済組合の一般組合員資格を有します。
(勤務先によっては共済組合が異動になる場合があります。)
- ②短時間勤務の場合………上記(ア)に準じます。

(2) 再就職しない場合

(ウ) 公立学校共済組合の任意継続組合員(P6～P10参照)

(エ) 家族の加入する医療保険の被扶養者

収入・生計維持関係等、定められた条件を満たしている場合に家族の加入する健康保険等の被扶養者となることができます。

条件については加入している医療保険制度により異なりますので、事前に確認してください。

(オ) 国民健康保険

上記(ア)～(エ)のいずれの適用も受けない方は、居住地の市町村が実施している国民健康保険の被保険者になります。

国民健康保険料(税)は市町村によって異なりますが、その算定は前年の収入を基準にした所得割額や均等割額によって決定されます。詳しくは居住地の市町村の担当窓口にておたずねください。

現在の組合員資格は、退職日の翌日から喪失しますので**組合員証や被扶養者証等は退職時の所属所に速やかに返納してください。**（退職日の翌日から再任用（フルタイム勤務に限る）職員となる方のみ、返納の必要はありません。）

（注）資格喪失後、これまでの組合員証や被扶養者証を使用して医療機関等で保険診療を受けた場合、それに要した医療費は全額共済組合へ戻入していただきます。

2. 任意継続組合員制度

退職時に組合員が希望すれば任意継続組合員となり、退職後も最長2年間は短期給付（附加給付）の適用を受けることができます。

また、状況に応じて被扶養者の認定申請を行うこともできます。

（1）資格の取得及び提出書類

退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方が、**退職の日から起算して20日以内に任意継続組合員になることを希望する旨を退職時の所属所長を通じて共済組合に申し出（20日以内に共済組合必着）を行い、かつ退職の日から起算して20日以内に一回目の掛金を納めたときにその資格を取得します。**

年度末退職予定者については、任意継続組合員証の発行等事務処理を迅速に行うため、さらには期限内での一回目の掛金の納付をより確実なものにするため、事前受付*を行っていますので、できる限り事前受付期間中に手続きを行ってください。

※事前受付の詳細については、平成30年1月定期発送にて所属所長あてに通知済です。

〈提出すべき書類〉

- ・任意継続組合員申出書（P44参照） **DL(共)**
- ・預金口座振替依頼（申込）書（P45参照） **DL(共)**

（2）給付の適用範囲

任意継続組合員は一般組合員と同様、公立学校共済組合の医療給付等（附加給付を含む）を受けることができます。ただし、休業手当金、育児休業手当金、介護休業手当金、出産手当金、傷病手当金（資格喪失時点で受給要件を満たしている方を除く）は支給されません。

（3）資格の喪失

次のいずれかに該当することになったとき、任意継続組合員の資格を喪失します。

（ア）任意継続組合員となった日から起算して2年を経過したとき。

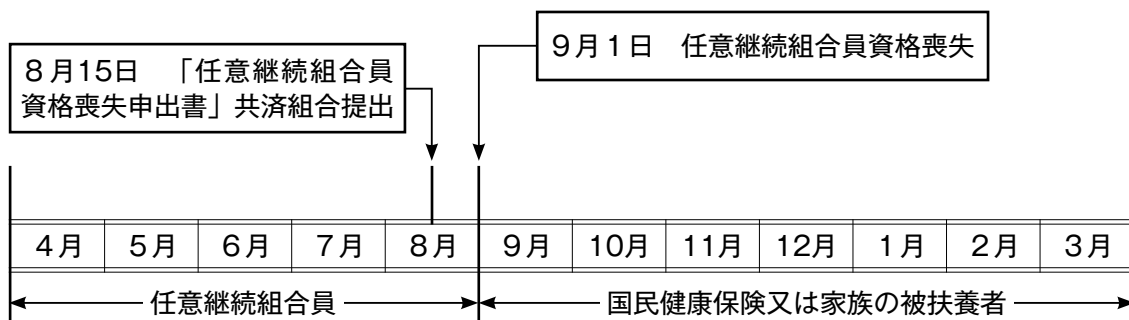
（イ）死亡したとき。

（ウ）掛金を前月の末日までに納付しなかったとき。

（エ）共済組合員（他の法律に基づく共済組合で、短期給付に相当する給付を行うものの組合員）、又は健康保険若しくは船員保険の被保険者となったとき。

（オ）任意継続組合員資格喪失申出書により、任意継続組合員でなくなることを希望する旨を共済組合に申し出た場合。ただし、この場合には申し出が受理された日の属する月の末日が到来したときをもって資格を喪失することとなります。

＜（オ）による資格喪失のイメージ＞



前納している9月分以降の任意継続掛金がある場合、9月分以降の任意継続掛金は手続きを行うことにより還付されます。

（4）掛金

（ア）掛金の種類

任意継続組合員が納付しなければならない掛金には、「短期任意継続掛金」と「介護任意継続掛金」の2種類があります。

- ①短期任意継続掛金……………全ての任意継続組合員が納付しなければならない医療給付（健康保険料相当額）に係る掛金です。
- ②介護任意継続掛金……………任意継続組合員のうち、介護保険第2号被保険者（40歳以上65歳未満）に該当する方のみ共済組合を通じて納付する必要がある掛金です。

（イ）掛金の算出

1か月分の掛金は、次のように「任意継続掛金の算定の標準となる標準報酬月額」にそれぞれ定められた掛金率を乗じて計算されます。

- ①短期任意継続掛金……………任意継続掛金の算定の標準となる標準報酬月額 $\times \frac{86.20}{1,000}$
- ②介護任意継続掛金……………任意継続掛金の算定の標準となる標準報酬月額 $\times \frac{11.58}{1,000}$

上記の掛金率は平成29年度適用のものです。

＜任意継続掛金の算定の標準となる標準報酬月額とは＞

次の①又は②のいずれか低い標準報酬月額をいいます。

- ①退職時の標準報酬月額
- ②公立学校共済組合の全組合員（任意継続組合員を含む）の前年度9月30日における平均標準報酬月額

（注）②の額は毎年計算されます。平成30年度は410,000円です。

(ウ) 掛金の納付

任意継続組合員の組合員期間は最長で2年ですが、掛金額は年度単位で決定し適用されます。次年度の掛金額については、任意継続組合員資格取得の初年度末頃に任意継続組合員あてに通知します。任意継続掛金は退職時の標準報酬月額等を基に計算されるため、初年度と次年度の掛金額は、原則として大きく変動しません。

掛金の納付についても年度単位とされ、納付方法は分割納付と前納を選択することができます。選択した納付方法に応じて毎月又は指定月に申し出た預金口座（百五銀行に限る）から口座振替により掛金を納付していただきます。

①分割納付とは……毎月指定の日に1か月分の掛金を納付していただきます。

②前納とは……1年分の掛金を1回又は2回にまとめて指定の月に納付していただきます。前納の月数に応じた割引率が適用されます。

(注) 当初に申し出た納付方法を途中で変更することはできません。

〈お願い〉 掛金の納付はできる限り12か月分一括でお願いします。

(エ) 掛金の前納

①前納の方法


12か月分一括納付と6か月分×2回納付があります。

②前納の時期

前納は前納する期間の最初の月の前月の末日までに納付してください。

③前納のイメージ

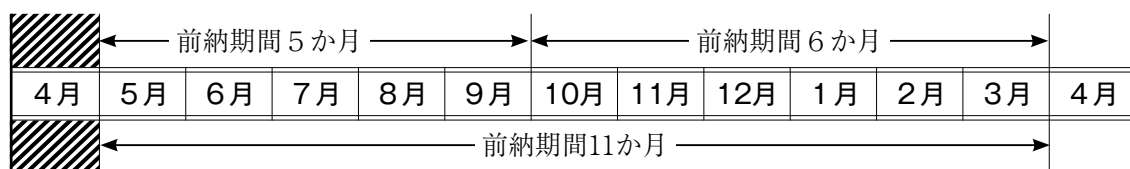
それぞれの上段は6か月分前納、下段は12か月分前納の場合となります。

( は前納対象外のため、その月分については各払込期日までに納付していただきます。)

・事前受付（4月1日資格取得）で申し込む場合



・事前受付後（4月1日資格取得）に申し込む場合



④前納による割引額

年4.0%の複利現価率（利息を考慮した割引率）により年間の掛金額が計算されます。

〈注 意〉

任意継続掛金の口座振替日に指定の預金口座に掛金相当額以上の残高がないと、掛金の振替ができず、任意継続組合員の資格を喪失することになります。

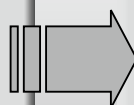
(オ) 前納した額の還付

任意継続掛金を前納した後、前納した期間が経過する前に任意継続組合員の資格を喪失したときは、未経過期間に係る掛金の還付を受けることができます。ただし、任意継続組合員の資格を取得した月に資格を喪失した場合は、初月の任意継続掛金は納付しなければなりません。

【ケース1】

12か月分の掛金を前納している任意継続組合員（平成30年4月1日資格取得）が、再就職により平成30年10月1日から健康保険の被保険者となった。

資格取得日：平成30年4月1日
掛 金：12か月分納付済

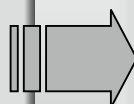


資格喪失日：平成30年10月1日
掛金の還付：平成30年10月分から
平成31年3月分まで
（6か月分）を還付

【ケース2】

12か月分の掛金を前納している任意継続組合員（平成30年4月1日資格取得）が、再就職により平成30年4月20日から健康保険の被保険者となった。

資格取得日：平成30年4月1日
掛 金：12か月分納付済



資格喪失日：平成30年4月20日
掛金の還付：平成30年5月分から
平成31年3月分まで
（11か月分）を還付

(5) 掛金計算の例（※掛金率は、平成29年度適用のものです。）

退職時の標準報酬月額500,000円の場合

1. 標準報酬月額の決定

- ①500,000円（退職時の標準報酬月額）
- ②410,000円（共済組合員の平均標準報酬月額）

①又は②のいずれか低い金額
②410,000円…(A)が掛金算定
の基礎となる標準報酬月額と
なります。

2. 1か月分の掛金算定

- ・短期任意継続掛金 35,342円 $(410,000円 \times 86.20 / 1000) \dots (B)$
A 円位未満切捨て
- ・介護任意継続掛金 4,747円 $(410,000円 \times 11.58 / 1000) \dots (C)$
A 円位未満切捨て

3. 1年分の掛金算定

- ・年間掛金額 481,068円 $((35,342円 + 4,747円) \times 12月) \dots (D)$
B C

4. 12か月分前納にすると…

- ・短期任意継続掛金 415,216円 $(35,342円 \times 11.7485020) \dots (E)$
B 前納係数 円位未満四捨五入
- ・介護任意継続掛金 55,770円 $(4,747円 \times 11.7485020) \dots (F)$
C 前納係数 円位未満四捨五入
- ・年間掛金額 470,986円 $(415,216円 + 55,770円) \dots (G)$
E F

分割納付にするよりも **10,082円 (D-G)** 割安になります

3. 短期給付

退職後、一定の要件を満たしている場合に支給される手当金等は次のとおりです。

(1) 傷病手当金

1年以上組合員であった方が公務によらない病気・負傷により勤務に服することができない状態^{※1}で退職した場合、又は退職前に傷病手当金を受給していた方で残余の期間がある場合には、退職後の「勤務に服することができない」期間について、最長1年6か月の間（ただし、退職前に傷病手当金を受給していた方はその残余の期間）、一日につき「標準報酬の日額 × $\frac{2}{3}$ 」が支給されます^{※2}。

退職後の傷病手当金が支給されない場合

次のいずれかに該当する場合又は該当した場合は、以降の傷病手当金は支給されません。

- ①対象傷病が治癒または軽快し、就労することができる状態（労働能力がある状態）に回復した場合（適当な職がないために就労していない場合を含む）
- ②他の医療保険制度（国民健康保険を除く）の被保険者資格を取得した場合
- ③自家営業を行っている場合又は事業所に雇用されている場合

傷病手当金と年金との調整

次のいずれかに該当する場合又は該当した場合は、以降の傷病手当金は調整されます。

- ①同一傷病による障害年金の受給権が発生
 - ・ 障害共済年金
 - ・ 障害一時金
 - ・ 障害厚生年金
 - ・ 障害手当金
 - ・ 障害基礎年金
- ②老齢又は退職の年金の受給権が発生
 - ・ 老齢厚生年金（特別支給も含む。）
 - ・ 退職共済年金（特別支給も含む。）

ご家族が加入する医療保険制度（国民健康保険を除く）の被扶養者になられた場合は、傷病手当金の受給要件は喪失しません（引き続き受給していただくことが可能です）が、傷病手当金は被扶養者としての認定要件の確認において恒常的な所得とみなされる場合が多いため、被扶養者でありながら傷病手当金を受給することができるかどうかを、事前にご家族が加入する医療保険制度の所管機関へお問い合わせください。

※1 退職日以降の勤務に服することができない状態（労働に従事し得ることが可能か否か）については医師の証明が必要となります。

※2 過去に同一の傷病又は関連性の認められる傷病について傷病手当金の給付を受けている場合は原則として支給されません。

〈提出すべき書類〉

- ・ 傷病手当金請求書 **DL(共)**

(2) 出産費

組合員（任意継続組合員を含む）期間が1年以上あった方が、資格喪失後6か月以内に出産した場合に404,000円（産科医療補償制度下における出産の場合は420,000円）が支給されます。ただし、他の医療保険者から同様の給付が行われる場合は除きます。

〈提出すべき書類〉

- ・ 出産費（差額）内払金支払依頼書 **DL(共)** 又は出産費請求書 **DL(共)**
- ・ 分娩費用明細書の写し（出産日及び出産児数が記載され、産科医療補償制度の印が押されたもの）
- ・ 直接支払に関する合意文書の写し

(3) 埋葬料

組合員（任意継続組合員を含む）が資格喪失後3か月以内に死亡した場合に50,000円が支給されます。ただし、他の医療保険者から同様の給付が行われる場合は除きます。

〈提出すべき書類〉

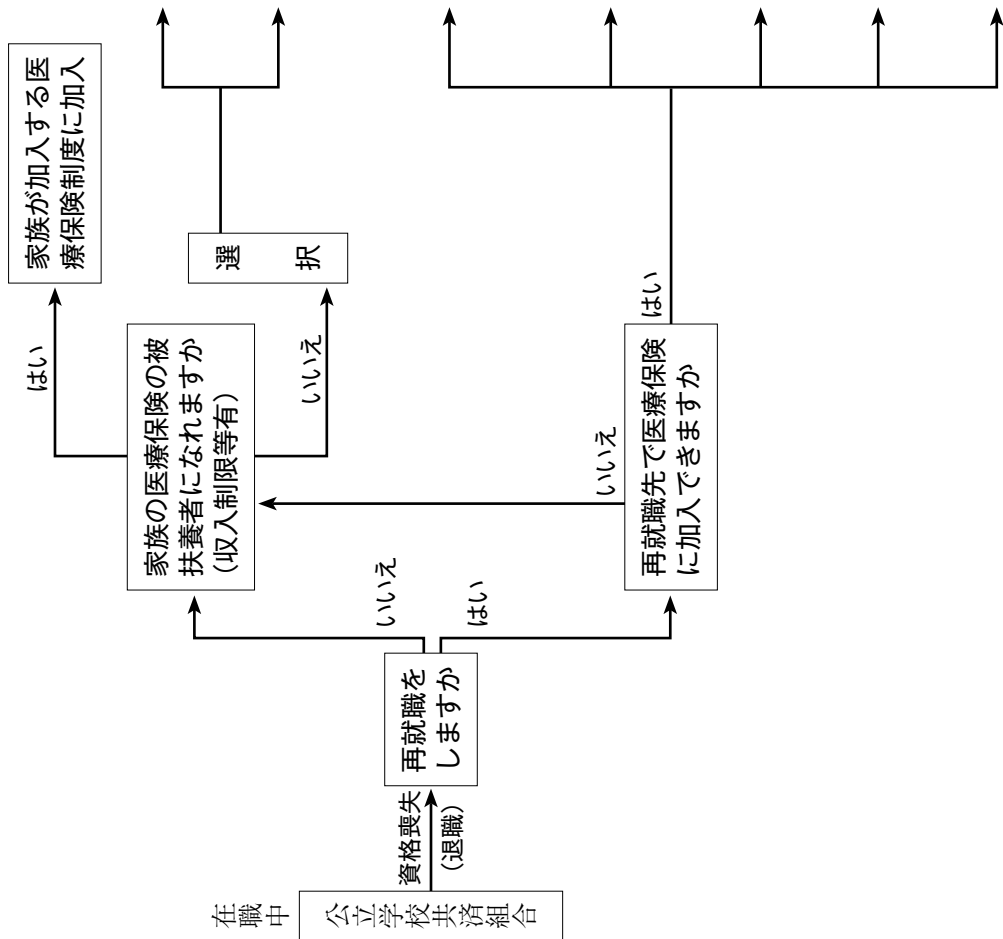
- ・ 埋葬料請求書 **DL(共)**
- ・ 埋火葬許可証の写し
- ・ 埋葬や葬儀費用の領収書及びその明細の写し（組合員が死亡し、その被扶養者でない方が請求する場合に必要）

あなたの退職後の医療保険は？

医療保険制度名	法律に基づく自己負担率	備考
国民健康保険	(69歳以下の方) 本人・家族 3割 (外来・入院とも)	自営業者(商店主)、定職を持たない方が加入 (市区町村)
任意継続組合員 (公立学校共済組合)		退職後2年間に限り、任意に加入することができる (公立学校共済組合)
全国健康保険協会 (協会けんぽ)		主に独自の健保組合をもたない中小企業の従業員が加入 (全国健康保険協会)
組合管掌健康保険		大企業等の従業員が加入、企業や同業種の連合体がそれぞれ単独で健康保険組合を設立 (企業の健保組合)
日本私立学校振興共済事業団		私立学校に勤務する教職員が加入 (日本私立学校振興共済事業団)
地方職員共済組合等		県、市町村等の職員(公務員)が加入 (各地方公務員共済組合)
国家公務員共済組合		国の職員(公務員)が加入 (各省庁共済組合)

主な医療保険制度

()は運営主体



《各医療保険制度の比較》

	運営主体	保険料（掛金額）	その他	手続き先
任意継続組合員	公立学校共済組合三重支部	<ul style="list-style-type: none"> 退職時の標準報酬月額を基礎に算出される。（P7参照） 上限額は481,068円（平成29年度の掛金率適用） 1年目も2年目も退職時の標準報酬月額等を用いて計算をするため、掛金率に改定があった場合を除き、<u>大きな変動はない。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 加入は退職後最長で2年間 現職時とはほぼ同様の給付を受けることができる。 条件を満たせば、家族を被扶養者として認定することができる。 	公立学校共済組合三重支部
被扶養者	家族の加入する医療保険の保険者	<ul style="list-style-type: none"> 不要（被扶養者となる家族があっても、被保険者の負担する保険料に変更はない。） 	<ul style="list-style-type: none"> 被扶養者要件を満たす必要がある。 被扶養者要件及び給付内容は各医療保険者によって多少異なる部分がある。 	家族の勤務先の事業所等
国民健康保険	市区町村	<ul style="list-style-type: none"> 前年の所得を基準に算出される。 上限額（一世帯当たり）は各市区町村によって異なる。（県内の市町では約90万円） 前年の所得が算出基礎となるため、<u>定年又は定年間近で退職した者の退職後1年目は上限に近い額になる場合が多い。</u> 退職後2年目の保険料は1年目のそれと比較すると大きく下がることも多く、任意継続組合員制度と比較した場合、2年目の保険料（掛金）は<u>低くなることが多い。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 給付については法定給付のみで附加給付はない。 被扶養者という概念はなく、世帯内で加入者が増えれば保険料も増える。 	居住地の市区町村（保険年金課等）

（注）各制度の詳細については、直接運営主体へお問い合わせください。

◇ 標準報酬等級表（平成28年10月から）

等級	報酬月額		標準報酬月額	一等級の格差	標準報酬日額
－	93,000円未満		88,000円	－	－
第1級	93,000円以上	101,000円未満	98,000円	10,000円	4,450円
第2級	101,000円以上	107,000円未満	104,000円	6,000円	4,730円
第3級	107,000円以上	114,000円未満	110,000円	6,000円	5,000円
第4級	114,000円以上	122,000円未満	118,000円	8,000円	5,360円
第5級	122,000円以上	130,000円未満	126,000円	8,000円	5,730円
第6級	130,000円以上	138,000円未満	134,000円	8,000円	6,090円
第7級	138,000円以上	146,000円未満	142,000円	8,000円	6,450円
第8級	146,000円以上	155,000円未満	150,000円	8,000円	6,820円
第9級	155,000円以上	165,000円未満	160,000円	10,000円	7,270円
第10級	165,000円以上	175,000円未満	170,000円	10,000円	7,730円
第11級	175,000円以上	185,000円未満	180,000円	10,000円	8,180円
第12級	185,000円以上	195,000円未満	190,000円	10,000円	8,640円
第13級	195,000円以上	210,000円未満	200,000円	10,000円	9,090円
第14級	210,000円以上	230,000円未満	220,000円	20,000円	10,000円
第15級	230,000円以上	250,000円未満	240,000円	20,000円	10,910円
第16級	250,000円以上	270,000円未満	260,000円	20,000円	11,820円
第17級	270,000円以上	290,000円未満	280,000円	20,000円	12,730円
第18級	290,000円以上	310,000円未満	300,000円	20,000円	13,640円
第19級	310,000円以上	330,000円未満	320,000円	20,000円	14,550円
第20級	330,000円以上	350,000円未満	340,000円	20,000円	15,450円
第21級	350,000円以上	370,000円未満	360,000円	20,000円	16,360円
第22級	370,000円以上	395,000円未満	380,000円	20,000円	17,270円
第23級	395,000円以上	425,000円未満	410,000円	30,000円	18,640円
第24級	425,000円以上	455,000円未満	440,000円	30,000円	20,000円
第25級	455,000円以上	485,000円未満	470,000円	30,000円	21,360円
第26級	485,000円以上	515,000円未満	500,000円	30,000円	22,730円
第27級	515,000円以上	545,000円未満	530,000円	30,000円	24,090円
第28級	545,000円以上	575,000円未満	560,000円	30,000円	25,450円
第29級	575,000円以上	605,000円未満	590,000円	30,000円	26,820円
第30級	605,000円以上	635,000円未満	620,000円	30,000円	28,180円
第31級	635,000円以上	665,000円未満	650,000円	30,000円	29,550円
第32級	665,000円以上	695,000円未満	680,000円	30,000円	30,910円
第33級	695,000円以上	730,000円未満	710,000円	30,000円	32,270円
第34級	730,000円以上	770,000円未満	750,000円	40,000円	34,090円
第35級	770,000円以上	810,000円未満	790,000円	40,000円	35,910円
第36級	810,000円以上	855,000円未満	830,000円	40,000円	37,730円
第37級	855,000円以上	905,000円未満	880,000円	50,000円	40,000円
第38級	905,000円以上	955,000円未満	930,000円	50,000円	42,270円
第39級	955,000円以上	1,005,000円未満	980,000円	50,000円	44,550円
第40級	1,005,000円以上	1,055,000円未満	1,030,000円	50,000円	46,820円
第41級	1,055,000円以上	1,115,000円未満	1,090,000円	60,000円	49,550円
第42級	1,115,000円以上	1,175,000円未満	1,150,000円	60,000円	52,270円
第43級	1,175,000円以上	1,235,000円未満	1,210,000円	60,000円	55,000円
第44級	1,235,000円以上	1,295,000円未満	1,270,000円	60,000円	57,730円
第45級	1,295,000円以上	1,355,000円未満	1,330,000円	60,000円	60,450円
第46級	1,355,000円以上		1,390,000円	60,000円	63,180円